別表の一の表鹿児島県の項中「熊毛郡中種子町大字増田字三角山二六九二の五三　大阪航空局種子島空港出張所」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年四月一日　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―二六

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

第三条第二号の二及び第十号ニを削り、同号中ホをニとし、へをホとし、トをヘとする。

第四条第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニを削り、ホをハとし、へからチまでをニからへまでとし、ヤをコとし、クをフとし、オを削り、ノをマとし、マの次に次のように加える。

ケ　電力・ガス取引監視等委員会事務局

第四条第一号中ヰをヤとし、タからウまでをネからクまでとし、ヨをタとし、タの次に次のように加える。

レ　行政不服審査会事務局

ソ　情報公開・個人情報保護審査会事務局

ツ　官民競争入札等監理委員会事務局

第四条第一号中カをヨとし、リからワまでをヌからカまでとし、への次に次のように加える。

ト　地方創生推進事務局（地方連絡室を除く。）

チ　知的財産戦略推進事務局

リ　宇宙開発戦略推進事務局

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律に基づき、人事院規則二六―〇（職員の配偶者同行休業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年四月一日　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二六―〇―一

人事院規則二六―〇（職員の配偶者同行休業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二六―〇（職員の配偶者同行休業）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第七条の二　配偶者同行休業法第四条第二項の人事院規則で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（配偶者同行休業法第二条第三項に規定する配偶者をいう。第九条第一号及び第十条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）の第五条第一号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他人事院がこれに準ずると認める事情とする。

第九条第一号中「（配偶者同行休業法第二条第三項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の十九の表規則二六―〇（職員の配偶者同行休業）の項中

「

第六条第二項（第七条又は第十条第二項において準用する場合を含む。）の書類	

」を

「

第六条第二項（第七条又は第十条第二項において準用する場合を含む。）の書類	第七条の二の認定に関する文書等

」に改める。